

多摩市蚊媒介感染症対策行動計画（改訂版）

平成 26 年 7 月、約 70 年ぶりにデング熱の国内感染患者が発生し、全国で 162 人、うち都内は 108 人の患者が報告された。

都は、結果として多数の患者が発生したことから、一連の経過や対応について検証し、今後の蚊が媒介する感染症の対策に反映させるため、平成 26 年 9 月に東京都蚊媒介感染症対策会議を設置し、平成 26 年 12 月に「東京都蚊媒介感染症対策会議報告書」（以下、「報告書」という。）が取りまとめられた。

また、国は、平成 27 年 4 月に「蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針」を策定し、これを受けて、デング熱と共通の媒介蚊で臨床症状も非常に類似するチクングニア熱等を対象に加えた「デング熱・チクングニア熱等国内感染事例発生時の対応・対策の手引き」が作成された。さらに、ジカウイルス感染症が 4 類感染症に指定されたことを受けて平成 28 年 2 月に改訂された。

今後グローバル化が進み、海外との人的往来が増える中、海外で流行する感染症が国内に持ち込まれることを回避することは困難であり、今後もデング熱等の国内感染が発生する可能性は否定できない。2020 年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されており、デング熱を始めとした蚊媒介感染症のリスクを減らしていくことが必要である。

都は、平成 27 年 6 月に東京都蚊媒介感染症対策行動計画（以下、「行動計画」という。）を策定し、都が取り組むべき対策をはじめ、区市町村、保健所、医療機関、施設管理者などの関係機関、都民が取り組むべき対策を提示された。

これを受けて、市についても約 70 年ぶりとなるデング熱等蚊媒介感染症対策について、その考え方と市内の対応を平成 27 年 7 月に整理した。

なお、市の考え方は、都と同様に、蚊媒介感染症に関する最新の科学的知見や蚊媒介感染症対策についての検証等に伴って、適時適切に変更を行うものとする。

※デング熱、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）に定める 4 類感染症に指定されています。

1. 行動計画の基本的考え方

（1）根拠

本行動計画は、国の「手引き」及び都の「行動計画」を参考に策定するものである。

なお、患者未発生時の蚊の駆除等（成虫対策・幼虫対策）として、雨水ます等への IGR（昆虫成長抑制剤）剤等の投入は、自然環境保全の考えから原則行わない。

（2）対象とする感染症

デング熱、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱を対象とする。

（3）基本的考え方

蚊媒介感染症対策については、日頃から蚊の発生抑制に取り組むとともに、患者発生時の迅速な対応により、感染の拡がりを限局的なものにとどめることが重要である。

そのためには、行政をはじめとした関係機関や市民が協力して対策に取り組む必要がある。本行動計画では、市が取り組むべき対策について提示する。

2. 対策の目的

海外で感染した無症候感染者等を通じて海外からウイルスが持ち込まれることを防ぐことは困難である。こうした認識を前提に、本行動計画では、蚊の発生抑制の取組等、平時からの備えを万全にするとともに、国内感染患者発生時には感染拡大を未然に防止することを目的とする。

3. 発生段階の考え方

蚊媒介感染症対策をより効果的なものとするため、発生段階（フェーズ）を設定し、発生段階ごとに取り組むべき対策を想定する。

発生段階は、「患者未発生時」と「患者発生時」の2段階に設定する。

また、専門的な判断が必要な場合は、南多摩保健所の助言を受けて対応する。

発生段階	定義	目標
患者未発生時	国内感染患者（※）が発生していない段階	蚊の発生を可能な限り抑制するなど市民と協力して蚊媒介感染症の発生リスクを低下させる。
患者発生時	国内感染患者（※）が発生した段階	注意喚起と患者発生地域の蚊の防除対策を速やかに実施し、感染の拡大及び伝播を抑える。

※国内感染患者とは、発症前2週間以内の海外渡航歴がないものにおいて症状や検査所見等からデング熱、ジカウイルス感染症及びチクングニア熱の疾患と診断されたものをいう。

（参考）各機関の役割（「行動計画」より抜粋）

蚊媒介感染症のまん延防止のためには、平常時から感染症を媒介する蚊（以下「媒介蚊」という。）の対策を行うこと、国内において蚊媒介感染症が媒介蚊から人に感染した症例を迅速に把握すること、発生時に的確な媒介蚊の対策を行うこと、蚊媒介感染症の患者に適切な医療を提供することなどが重要である。

そのためには、国、都、区市町村、保健所、医療機関、公園・学校・寺社のほか、植栽を含む広い敷地など蚊が多く発生すると考えられる施設の管理者（以下「施設管理者」という。）、市民等、各主体が互いに協力し、それぞれの役割を果たすことが求められる。

【 国 】

蚊媒介感染症について、必要な対策を実施し、地方公共団体、医療関係者、国民等、全ての関係者が連携して取り組む施策について方向性を示す。

また、世界保健機関を始めとする国際機関等と連携し、蚊媒介感染症の対策の充実を図る。

【 都 】

都の行動計画に基づき、蚊や人のサーベイランスによる蚊媒介感染症の迅速な探知、病原体の分析等の取組を実施するとともに、区市町村及び関係機関等が実施する蚊媒介感染症対策を総合的に推進する。

【 保健所 】

都の行動計画を踏まえ、患者発生時の積極的疫学調査や保健指導を行うとともに、蚊の対策の必要性を検討するなど、地域における蚊媒介感染症対策の中心的役割を果たす。患者所在地や推定感染地等を管轄する保健所が異なることも想定されることから、関係する保健所間で調整を行い、都や各区市町村とも連携して蚊媒介感染症対策を推進する。

【 医療機関等 】

都の行動計画を踏まえ、発生段階に応じた医療を提供するとともに、患者に対し、蚊を媒介して感染拡大のリスクがある期間（以下「ウイルス血症期」という。）中の防蚊対策や献血の回避の重要性に関する指導等を行うよう努める。

【 市民 】

蚊媒介感染症に対する正しい知識を習得し、蚊の発生抑制に取り組むとともに、海外渡航時の防蚊対策の実施など、適切な行動に努める。

また、蚊媒介感染症と診断された場合には、医師や保健所の指導に従い、ウイルス血症期において、まん延防止のための防蚊対策を確実に実施して蚊に刺されないようにすること、献血を避けること、保健所が実施する積極的疫学調査に協力することなど、蚊媒介感染症の国内発生予防のために必要な協力を行うよう努める。

【 市 】

都の行動計画を踏まえ、市民への普及啓発、蚊の駆除の実施など、蚊媒介感染症対策を推進する。

【 施設管理者 】

都の行動計画を踏まえ、利用者への注意喚起、蚊の駆除の実施、施設の利用制限を検討する等必要な対策を講じる。

発生段階ごとの対応

患者未発生時

1. 定義

国内感染患者が発生していない段階。

2. 目的

蚊の発生を可能な限り抑制するなど官民協力して蚊媒介感染症の発生リスクを低下させるとともに、蚊媒介感染症に関する検査体制を整備し、国内感染患者の発生を早期に探知する。

3. 対策の考え方

市民・施設管理者への正しい知識の普及啓発に取り組む。
蚊の発生抑制（幼虫対策）を実施する。

4. 行動計画

（1）市民への普及啓発（環境政策課）

たま広報、公式ホームページを活用して蚊に刺されない工夫を啓発する。

主な啓発の内容

- ① 草むらに入るときは、長そで長ズボンを着用し、できるだけ肌の露出を少なくする。
- ② 虫よけ剤や蚊取り線香等を適切に使用する。服の上からスプレーや蚊取り線香も効果あり。
※注意：虫よけ剤等の医薬品・医薬部外品については、外部容器等に記載事項、添付された説明書をよく読み、用法・用量に関する注意事項を守って使用すること。
- ③ 窓に網戸を設置するなどして、蚊を屋内に入れないようにする。
- ④ 不要な水たまり(古たけ、空き缶、植木鉢等)をなくし、ボウフラが発生しないようにする。
- ⑤ 散水用などで使用する溜め水などは、週1回は水の交換、清掃を行う。
- ⑥ 雑草や藪は定期的に刈り取るなどして、蚊の居場所を無くす。

- ⑦ 1週間に一度は、住宅周辺に散乱している雨水が溜まった容器を逆さにして水を無くすなど、人工容器などに水がたまらないようにする。
- ⑧ 手入れが難しい小規模な場所として、例えば、古タイヤ等には、コップ半分ほどの塩を入れておくと、ヤブカ類の発生を抑えることが期待できる。

(2) 公共施設等の蚊の発生抑制（各施設管理者）

・蚊の発生しやすい場所の確認

人が集まりやすく蚊の生息好適地となるような場所をあらかじめ把握しておく。

例えば、長時間滞在しやすい場所、頻回に訪問するような場所（例：ジョギング、犬の散歩等）、又はイベントの開催場所等にある藪や水たまり等が対象になりやすい。

その他にも、雨水ます、排水ます、池、水たまり、古タイヤ、竹やぶ、湿地、ごみの多い場所などは注意が必要である。

・蚊の発生しにくい環境整備

蚊の発生しやすい場所について、定期的な清掃（藪等の下草刈り、換水等）又は物理的駆除（ごみや不要物などの片付け、不要な水たまりの撤去、雨水が溜まった容器等の処分又は逆さにして水がたまらないよう整頓等）等を行い、風通しを良くし、日光が当たるようにして蚊の発生しにくい環境整備に努める。

なお、平時の薬剤散布は環境保全の観点から原則行わない。

(3) 感染患者発生時に備えた連絡体制の確認（健康推進課）

南多摩保健所等からの連絡に応じ、速やかに関係課へ注意喚起を呼びかけられるよう、東京都感染症情報センター、南多摩保健所管内及び市内保育所などのサーベイランスにより患者発生状況を注視する。

東京都感染症情報センター（ホーム>デング熱>デング熱の流行状況）

<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/>

東京都南多摩保健所（ホーム>南多摩感染症週報）

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/minamitama/>

国立感染症研究所感染症情報収集システム（市内保育所、関係課のみ閲覧）

<https://scl14.953862.net/tokyo/tama/>

川崎市感染症情報発信システム（ホーム>NESID>全数報告）

<https://kidss.city.kawasaki.jp/modules/topics/>

相模原市（ホーム>最新の相模原市感染状況（月報・週報））

<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/index.html>

(4) 薬剤調達先、薬剤散布の委託契約先の確認（環境政策課）

万一の患者発生時に備え、6千粒のIGR「昆虫成長抑制剤」を備蓄する。

積算根拠：市道の雨水ますはおよそ4万箇所。4万粒×1k㎡/21k㎡×3回分≒6千粒

備蓄薬剤の使用の考え方は、市職員が直接又は委託で公共施設等に対して行う蚊の幼虫対策とし、対応2レベル以上での使用を想定する。

状況によっては、さまざまな手法により備蓄を増やすものとする。

患者発生時

1. 定義

国内感染患者が発生した段階。

2. 目的

注意喚起と患者発生地域の蚊の防除対策を速やかに実施し、感染の拡大及び伝播を抑える。

3. 対策の考え方

対応レベルに応じて蚊の駆除等（成虫対策・幼虫対策）の必要性を検討し、駆除の実施については保健所の指示（協議）により実施する。また、市民への注意喚起を継続して行う。

【対応レベルごとの考え方】

環境政策課長と健康推進課長が南多摩保健所と協議して決定するものとし、その結果については、環境政策課から全課へ向けて全庁メールで配信する。

各施設管理者は、対応レベルに記載された内容を参考に必要な措置を講じる。

※対応レベルは、媒介蚊が確認された場所又は推定感染地によって決定しますが、感染患者の居住地、勤務地又は通学場所等、さらに感染から発症までの潜伏期間の生活範囲も考慮してレベル段階を変更する場合があります。

特に、発症 14 日前～発症 5 日目の期間の屋外活動は水面下で感染を拡大させている場合があります。（蚊に刺された記憶の場所や同居者、同行者等も考慮の対象とします。）

発症前 14 日～発症前 2 日（特に発症前 7～3 日）の情報収集は推定感染地の絞り込み、発症前日から発症 5 日目までについてはウイルス血症期に関連した感染拡大の可能性について確認することが目的です。（手引き P.16 「ステップ 5：ウイルス血症の時期の滞在地对する対応」）

対応 1 レベル 主たる対応：情報収集

東京都、川崎市又は相模原市以外の自治体で推定感染地又は感染患者が

確認された場合

- ・市内公園と緑地に注意看板を設置します。（公園緑地課）
- ・感染拡大について情報を収集します。（環境政策課、健康推進課）

対応 2 レベル 主たる対応：予防措置（限定的な薬剤投入）

多摩地域を除く東京都、川崎市又は相模原市内で推定感染地又は感染患者が

確認された場合

- ・確認された推定感染地が公共施設等の場合は、市内の同様な場所の雨水ます等へ IGR（昆虫成長抑制剤）剤を投入する。（施設管理者）
- ・一般的に蚊が生息しやすいとされる公園・緑地内のうち、特に蚊の繁殖好適地となりやすい藪や湿地帯周辺の側溝、加えてその周辺の雨水ます等に限定して IGR（昆虫成長抑制剤）剤を投入する。（公園緑地課）
- ・対応 1 レベルを継続する。

補足事項

(薬剤投入について)

- ・薬剤投入のための委託契約は各所管課で対応する。
なお、委託業者に関する情報提供、薬剤投入のための仕様書の作成等については、環境政策課が対応する。
- ・薬剤は錠剤で大気中への飛散の恐れが少ないことから、健康リスクや環境リスクに対する近隣周知は行わないものの、市全体のデング熱等に対する不安軽減のため、公式ホームページを活用して市民周知を行う。

対応 3 レベル 主たる対応：予防措置（市内薬剤投入）

市内を除く多摩地域で推定感染地又は感染患者が確認された場合

- ・人が多く集まる場所や対応 2 レベルを含む公園・緑地等の側溝や周辺の雨水ます等へ IGR（昆虫成長抑制剤）剤を投入する。（道路交通課、公園緑地課）

対応想定地

①駅周辺の商業地域エリア（聖蹟桜ヶ丘駅、永山駅、多摩センター駅、唐木田駅）

②市立公園・緑地内とその周辺

- ・薬剤投入前には南多摩保健所へ連絡し、公式ホームページで市民周知を行う。（環境政策課）
- ・全庁メールを活用して公共施設等へ要望を聞き取り、必要に応じて環境政策課が備蓄する IGR（昆虫成長抑制剤）剤を配布し、全庁的な対策を推進する。（環境政策課、全施設）
- ・対応 1 レベルを継続する。

補足事項

(薬剤投入について)

- ・薬剤投入のための委託契約は各所管課で対応する。
なお、委託業者に関する情報提供、薬剤投入のための仕様書の作成等については、環境政策課が対応する。
- ・薬剤は錠剤で大気中への飛散の恐れが少ないことから、健康リスクや環境リスクに対する近隣周知は行わないものの、市全体のデング熱等に対する不安軽減のため、公式ホームページを活用して市民周知を行う。

対応 4 レベル 主たる対応：媒介蚊の駆除、感染拡大の防止

市内に推定感染地が確認された場合

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 28 条 1 項、2 項による対応を含む】

- ・媒介蚊生息域（推定感染場所）とその周辺について殺虫剤（エトフェン[®] ロックス、ミラクン S 等）を散布します。（発生源施設管理者）

殺虫剤の散布範囲は、感染症法に基づき、南多摩保健所の指示（協議）により決定します。

※散布の範囲は、手引書によると推定感染地から半径 200 m 程度が目安となる。

（手引き P.14「ステップ 4：推定感染地に対する対応の検討」）

- ・薬剤散布前には、必ず近隣住民へ周知を行う。（施設管理者）
- ・プレス発表は、あらかじめ南多摩保健所と調整の上、環境政策課が対応する。（環境政策課）
- ・公式ホームページによる公表、関係機関へ情報提供を行う。（環境政策課、健康推進課）
- ・対応 1 レベルと対応 3 レベルを継続する。

補足事項

(南多摩保健所との連携)

感染拡大の可能性がある感染患者が市の公共施設等において発生した場合は、南多摩保健所から施設管理者へ連絡される。

南多摩保健所から連絡を受けた施設管理者は、ただちに関係課と連絡調整を行い、南多摩保健所の助言指導のもと必要な対応を行う。

また、地域への風評被害には十分留意すること。

なお、感染拡大のない場合は、南多摩保健所から市への情報提供は行われない。

これらの対応は、個人情報に配慮しながら原則公表する。

(薬剤散布について)

- ・薬剤散布のための委託契約は各所管課で対応する。

なお、委託業者に関する情報提供、薬剤散布のための仕様書の作成等については、環境政策課が対応する。

- ・国又は所有地の場合は、駆除対応を南多摩保健所から管理者へ指示が行われる。

- ・殺虫剤の散布範囲は、南多摩保健所の指示（協議）により決定する。

- ・薬剤散布にあたっては、「行動計画」を参考に以下の点に配慮すること。

(1) 事前の周辺への周知のポイント

- ① 散布時の窓閉め
- ② 洗濯物等の管理
- ③ ペットの管理（池や薬剤への接触）
- ④ 畑等の農作物への薬剤の影響

- (2) 駆除作業を実施するにあたっては、事前に周知を行い、推定感染地（個人宅、企業等）の特定や風評被害につながらないように配慮する。

- (3) 住宅地が蚊の駆除範囲に含まれることになった場合では、対象地域の住民への周知と理解が求められることから、市が中心となり速やかに蚊の駆除を実施することが望まれる。

- (4) リスクの高い場所において患者が発生した場合に、薬剤散布等による蚊の駆除を行うことがあることについて、あらかじめ住民の理解を得ておくことが望ましい。

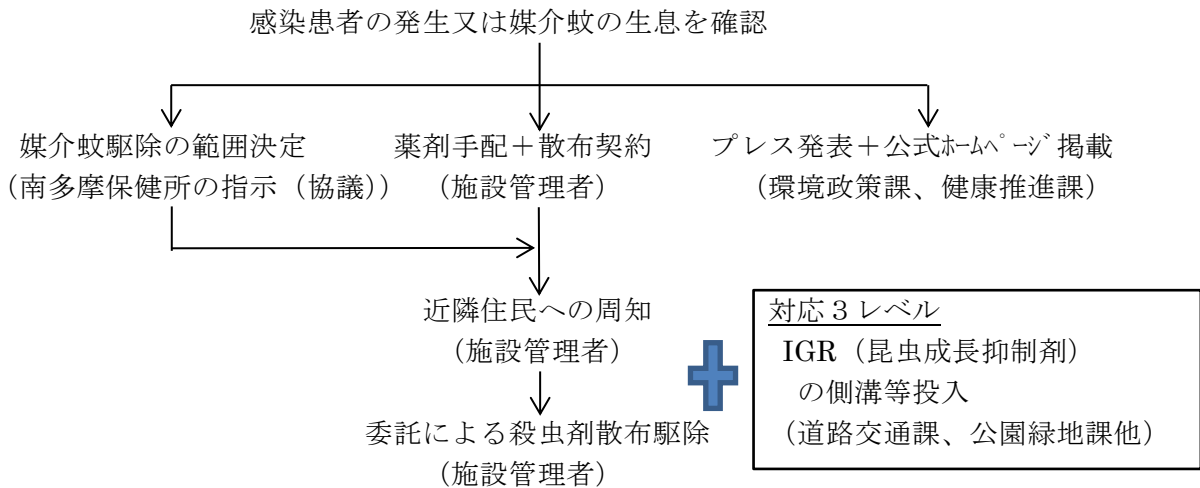
- (5) 推定感染地等が公共施設等については、その管理者が蚊の駆除等の対策を実施する。

- (6) 民間の施設の場合は、基本的にはその管理者が実施するが、まん延防止対策上速やかな駆除が必要な場合は感染症法第 28 条第 2 項を適用し、区市町村が実施することも可能である。

(公表について)

- ・公表の役割分担は、感染症予防などの注意喚起に関することは健康推進課、媒介蚊の駆除に関することは環境政策課で対応する。

(対応4レベル時の対応イメージ)



(参考) 推定感染地の考え方(都の行動計画より)

蚊の対策を講じるうえで、推定感染地の決定は重要である。保健所が患者発生時に、推定感染地すなわち蚊の対策が必要な場所を決定するに当たっては、以下を参考に判断を行う。

① 感染蚊が確認された場所で刺された	推定
② 同一場所で蚊に刺された患者が複数発生	
③ 蚊に刺された場所は明確だが、他の患者発生無し	可能性あり
④ 蚊に刺された場所が複数ある	
⑤ 蚊に刺された記憶がない 蚊に刺されたがどこで刺されたか覚えていない	不明

※ ①においては、サーベイランス等において、既に当該場所で採集した蚊からウイルス保有が確認されている場合のことをいう。

※ ③や④については、蚊に刺された場所と時間、発症日との時間的な関係を十分考慮する。

(参考) 推定感染地への対応の基準(都の行動計画より)

推定	調査を行い、リスク評価のうえ駆除を決定
可能性あり	専門家の意見を聴取し検討する
不明	駆除せず、経過を観察

(参考) 感染患者発生時の関係機関の対応の流れ

- ① 診断した医師は、ただちに保健所へ届出を行う。
- ② 保健所は、診断した医師から情報を収集し、患者への調査(発症日、蚊に刺された場所等)を行う。
- ③ ②の結果、感染拡大の可能性がある場合、南多摩保健所が、蚊の生息調査・ウイルス調査を行う。
- ④ 南多摩保健所は、調査の結果により必要に応じて、蚊の防疫措置について、施設管理者及び市に助言指導を行う。

特記事項

公園・緑地の茂みや藪について（公園緑地課）

- ・推定感染地となりやすい場所の一つ。
- ・対応1レベルまでは、自然環境保全の考えから敷地内の清掃や注意看板の設置、自己防衛策として虫よけ剤等の使用が中心。対応2レベル以上は、蚊の繁殖好適地となりやすい藪や湿地帯周辺の側溝、加えてその周辺の雨水ます等を優先にしながらIGR（昆虫成長抑制剤）剤を投入し、積極的な予防対策に努める。対応4レベルの推定感染地となった場合は、南多摩保健所の指示により速やかに薬剤を散布し、蚊の駆除を行い、必要に応じて剪定や伐採も検討する。

公園の池について（公園緑地課）

- ・池沼や水田などの大きな水域、河川などの流水には発生しない※ため、基本的に公園の池について薬剤の投入や散布は行わず、池の水も抜かない。
- ・対策効果をさらに発揮させるため、噴水等は常時稼働させる。

※平成27年6月10日東京都健康安全研究センター感染症媒介蚊対策講習会資料P.41より

公園等の利用制限の考え方（公園緑地課）（報告書P.38）

- ・公園の閉鎖等、施設の利用制限は、公共の施設として多くの方が日常的に利用しているものであること、利用者へのサービス低下をもたらすものであることなどを考慮し、利用者の安全確保上特段の必要がある場合などの最終的な手段とすべきであり、原則的な対応は、迅速に蚊の駆除等を実施することで、感染拡大を防ぐことである。
- ・施設の利用制限や利用制限の解除の判断は施設管理者が行うが、判断が難しい場合は、保健所の助言等を仰ぎながら決定する。

市内の道路側溝について（道路交通課）

- ・対応3レベル以上の対応は終息時期まで継続して行う。
- ・概ね、月1回の頻度で市内全体の雨水ますを対象にIGR（昆虫成長抑制剤）剤の投入を行う。

学校跡地の防火水槽用プールについて（行政管理課）

- ・池沼や水田などの大きな水域には発生しない※ため、基本的に薬剤の投入や散布は行わない。
万一、蚊の繁殖好適地となるおそれがあると認められた場合は、IGR（昆虫成長抑制剤）剤又は塩素剤を定期的に投入する。薬剤を投入しない場合は、ブルーシートで覆う又はプール水を抜きます。水を抜いた場合、再入水は推定感染地の終息後とする。

※平成27年6月10日東京都健康安全研究センター感染症媒介蚊対策講習会資料P.41より

水田について

- ・池沼や水田などの大きな水域、河川などの流水には発生しない※ため、基本的に水田について薬剤の投入や散布は行わない。

※平成27年6月10日東京都健康安全研究センター感染症媒介蚊対策講習会資料P.41より

費用負担の考え方（都の行動計画より）

- ・推定感染地等が公共施設等の場合は、管理者の費用負担で蚊の駆除等の対策を実施する。
- ・民間の施設管理者の場合は、基本的には管理者の負担による対策を要請するが、まん延防止対策上速やかな駆除が必要な場合は、感染症法第28条第2項を適用し、行政が実施することもできる。
- ・個人の住宅等の場合も、速やかな実施が必要な場合は、敷地内の蚊の駆除を行政が実施することができる。
- ・都保健所管内の市町村においては、当該市町村の住民の敷地など、市町村が蚊の駆除を行うべきと判断される場合には、感染症法第28条第2項の規定により、保健所が市町村に駆除を指示することになる。この場合、市町村の支弁した費用の3分の2を感染症法に基づき、都が費用負担する。

感染患者への対応について（手引きP.14）

- ・感染患者に関する情報を公表する場合には、症状や検査所見等から診断の確からしさを十分に確認し、個人情報の保護に努める。
- ・蚊に刺されないこと、献血を行わないことなどの注意を与える。
- ・発症前14日以内の輸血歴や献血歴があれば、日をおかずに日本赤十字社へ連絡する。

アウトブレイク時（都の行動計画より）

- ・複数の発生地で伝播が継続し、多数の患者が発生した段階で、専門医療機関でより重症な患者への医療提供を行う体制に移行する。
- ・伝播が継続する発生地を対象に、重点的に蚊の生息調査の実施、蚊対策や施設利用制限等の対応について、保健所の助言に従いながら、感染拡大防止を図る。
- ・また、市民に対し、流行状況や感染予防策等の情報を都と連携して提供し、冷静な対応を呼びかける。
- ・なお、情報提供を行う際は、患者等の人権に十分配慮するとともに、誹謗中傷、風評被害を惹起しないよう留意する。

駆除効果の判定（南多摩保健所）（都の行動計画より）

- ・駆除を行った場合、生息状況の調査結果と照らし合わせ、蚊の生息数が減少しているかどうか判定し、薬剤や実施方法が適切であったか評価し、効果が無いようであれば、再度、実施方法等を検討することが必要となる。これらについては、南多摩保健所が判定を行う。

終息の判断

- ・推定感染場所に関連する症例の最終の発症日の後、50日程度を経過した時点もしくは10月末になった時点で当該感染場所に関する事例は終息したと考える。

関係機関への連絡先

関係機関	連絡先	調整担当課
東京都南多摩保健所	042-371-7661（代表）	環境政策課 健康推進課
多摩市医師会	042-372-3488（代表）	健康推進課
東京都西部公園緑地事務所	0422-47-0111（庶務課庶務係）	環境政策課
東京都南多摩東部建設事務所	042-720-8622（庶務課庶務係）	環境政策課
東京都多摩環境事務所	042-523-0237（管理課庶務係）	環境政策課
警視庁多摩中央警察署	042-375-0110（代表）	環境政策課
東京消防庁多摩消防署	042-375-0119（代表）	環境政策課
国土交通省京浜河川事務所	045-503-4000（総務課）	環境政策課

（参 考）

○市が媒介蚊を駆除する根拠法令

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）

（ねずみ族、昆虫等の駆除）

第 28 条 都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域の管理をする者又はその代理をする者に対し、当該ねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する命令によっては一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止することが困難であると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域を指定し、当該区域を管轄する市町村に当該ねずみ族、昆虫等を駆除するよう指示し、又は当該都道府県の職員に当該ねずみ族、昆虫等を駆除させることができる。

○関係機関のホームページ

- ・東京都健康安全研究センター

<http://www.tokyo-eiken.go.jp/mosq/>

- ・厚生労働省

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dengue_fever.html

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109881.html>